

引受テ卒業ノ者ハ之ヲ我軍隊ニ
就席シ實地ニ練習セシムルコトニ取
定メラ由案存ナキヤ陸軍大臣ト師
協隊ノ上電訓ラセフ

不
無
筆
云
也

リト他同國に於ケル我勢力ハ尙未タ
十分ニ充實スルニ至ラス同國官民ノ
我ニ對スル關係モ亦未タ全ク満足ス
ヘカラサルモノアルヲ以テ帝國ハ今後
益々同國に於ケル實力ヲ増進シ其
根底ヲ深クシ内外ニ對シ爭フヘカ
ラサル勢力ヲ樹立スルニ努ムルコトヲ
要ス而シテ以目的ヲ達スルニハ以テ
帝國政府に於テ尤大方針ヲ確
定シ之ニ基キ諸般ノ計畫ヲ實行

スルコトヲ必要トス

第一 適當ノ時機に於テ他國ノ
併合ヲ断行スルコト

他國ノ一部トナスハ事急ニ於ケル
我實力ヲ確立スル為最確實
ナル方法ナリ帝國ハ内外ノ形
勢ニ照シ適當ノ時機に於テ
他國ノ併合ヲ實行シ事急ニ充實
共ニ我洗滌ノトニ至キ他國ト

諸外國ノ條約關係ヲ消滅セ
シムルハ帝國百年ノ長計ナ
リトス

第二 併合ノ時機到來スルニハ併
合ノ方針ニ基キ充分ニ保護ノ實
施ヲ收メ努メテ實力ノ扶植ヲ圖
ルヘキ事

前項ノ如ク併合ノ大方針既ニ
確定スルニ至リ適當ノ時機到來
セサル旨ハ併合ノ方針ニ基キ

我諸般ノ經營ヲ進捗シ以テ
半島ニ於ケル我實力ノ確立ヲ
期スルコトヲ必要トス

四十二年七月...

決定
の日御裁決

対植施設大綱

植園、対スル帝國政府ノ大方針
決定セラルタル上、同園、対スル施
設ハ、併合、時機、糾、束スル、大
要、在、項目、依リ、之、實行、スル、コ
ト、必要ナリト認ム
第一、帝國政府ハ既定ノ方針

不
之
無
之

依り神國、防衛及秩序、維持ヲ擔任シ之カ爲、必要ナル軍隊ヲ同國ニ駐屯セシメ且出來得ル限り多數、憲兵及警察官ヲ同國ニ増派シ十分ニ秩序維持ノ目的ヲ達スル事

第二 神國ニ關スル外國交渉事務ハ既定ノ方針ニ依リ之ヲ執行ニ把持スル事

第三 神國鐵道ヲ帝國鐵道

院ノ管轄ニ移シ以院監督ノ下ニ南滿洲鐵道ヲ留シ密接ナル連絡ヲ付テ我大陸鐵道ノ統一ト發展ノ國ニ事

第四 成ルハク多數、朝鮮人ヲ神國內ニ移殖シ我實力ノ根底ヲ深クスルト同時ニ日神間ニ強固關係ヲ密接ナラシムル事

第五 神國中央政府及地方官廳ニ在任スル朝鮮人官吏ノ權限ヲ

擴張シ一層敏活ニシテ統一的、施
政ヲ行フヲ期スル事

に
此
大
事
に
對
シ
テ
は
萬
分
の
注
意
を
要
ス
ル
事
ナリ

師中密、於ケル我實力ヲ確立
シ併セテ神國ト諸外國トノ係
約界係ヲ消滅セシムル為適當
時機ニ於テ神國、係合ヲ
創リスヘキコトハ、曩、廟誠ニ於
テ決定シタル所ナリ
係合實行ノ時機如何ニ内外ノ
狀態、依リテ決スヘキ問題、尙シ今
ニ於テ之ヲ測知スルヲ得サルハ勿論ナリ

リト無内外、状貌、日、推移シテ止
 マサルヲ以テ今、收帳是スヘカラサル妙
 事實、發生スルアリテ、何時保
 公、実、行、候、會、計、未、スルヤ、之、料
 リ、粒、位、在、実、行、場、合、に、於、テ
 我、取、ル、ハ、キ、方、計、及、措、置、ハ、今、チ
 之、カ、博、究、ヲ、遂、ケ、以、テ、各、一、項、算
 ナ、キ、ヲ、期、ス、ル、ヲ、必、要、ナ、リ、ト、ス、依、テ、左
 、四、項、基、キ、列、成、之、カ、細、目、ヲ、掲、記
 シ、テ、博、究、ノ、資、ニ、供、ス

- 一、併合宣布、件
- 二、神國皇室交代、件
- 三、神皇正統記、件
- 四、対外關係、件

第一 併合宣布件

一 併合實行、既に特、詔勅ヲ發シ併合ノ事實ヲ内外ニ宣布セラル併セテ尤、事項ヲ宣明セラル、コト

(イ) 併合ヲ實行スル、已ムヲ得サルニ至リタル事由

(ロ) 東洋、永遠ノ平和ヲ維持シ帝國、海國ヲ確保シ保セテ神民並ニ、於ケル外國

人ノ康寧ヲ増進スル為保合
ノ必也ナルコト

(ハ) 半島ニ於ケル外國人ノ權利ハ
併合ニ依リテ生シタル新事態
ト而立スヘカラサルモノヲ除クハ
外帝國政府ニ於テ十分之ヲ
保障ス(キ)コト

二 右詔勅ニ於テハ尚韓半島ノ統
治ノ全權天皇大權ノ行動ニ屬
スル旨ヲ示サレ以テ半島ノ統治

力帝國憲法ノ條章ニ遵據
スルヲ要セサルコトヲ明ニレ後
日ノ爭議ヲ豫防スルコト

其二 韓國皇室交分件

一、韓國、併合ト同時、旧皇室ヲ

シテ名実共ニ全權政權ニ移係
セサシメシメテ韓人異國ノ根
柢ヲ洗ツコト

二、韓國皇帝ハ全權之ヲ廢位ト

シ現皇帝ヲ大公版下ト称スルコ
ト

三、大皇帝、現皇太子及義親王ハ之

ヲ公版下ト称スルコト

四、大公以下、公以下及皇一門ハ之ヲ、
東ニ移住セシムルコト

五、大公以下、公以下及皇一門ニ對シテハ、
我皇族及華族ノ例ヲ參酌
シ特別ノ禮遇及特典ヲ與フ
ルコト

六、大名家及公家ニ對シテハ、經費トシ
テ國庫ヨリ一定ノ年額ヲ支
給スルコト但シ大名家及公家ニ
對スル一切ノ事務ハ宮内大臣

ニ從テ之ヲ管理スルコト

七、併合實行ノ際、種國皇室ニ屬
スル財産ニシテ皇室私有ノ性質
ヲ有スルモノハ之ヲ大名家又ハ公家
ノ所有トシテ私有ノ性質ヲ有
セサルモノハ之ヲ帝國政府ノ所
有ニ移スコト

第三、科半島統治ノ件

(甲) 中央官廳

一、科半島、法督府、置クコト

二、法督府、法督ヲ置キ親任トシ

内閣総理大臣、監督ヲ派シテ諸般

ノ政務ヲ統理セシムルコト但シ外交

ノ關係アル事務、付テハ外務大

臣、迅ニ承認セシムルコト

三、科半島、守備軍ヲ置クコト

法督ハ治安秩序ヲ維持スル為

必由ト認ムルトキ、中島守備軍
ノ目今官、計ニ兵力ノ使用ヲ命
スルヲ得ルコト

四、法督府、諮政院、五、法督ノ
諮詢、應ニ中島ノ施政、并
スル意見、具申セシムルコト
諮政院、顧問官若干名ヲ置キ
學識經驗アル紳人中ヨリ之ヲ
初任スルコト尤、議長副議長ハ日
本人ヲ以テ之、充ツルコト

五、法督府、法務長官ヲ置キ且法督
府、五、四部、ニ分チ部ニ部
長ヲ置クコト

- ① 法務部
- ② 財務部
- ③ 工務部
- ④ 殖産部
- 右、外尚法督府、警務部長官ヲ置キ
法督、直隸ニ中島、警察事務
務ヲ統攬セシムルコト

(乙) 地方廳

- 一、現立、十三道、改ノ性前、八道トナシ道、親家使ヲ置キ親家使廳、法務部、收税部及殖産部、三部ヲ置クコト
- 二、道ヲ分チテ府郡トナシ府、府尹、郡、郡守ヲ置クコト
- 三、親家使、必ス日本人ヲ以テ之、充テ府尹、郡守、日本人又ハ紳人ヲ以テ之、充ツルコト

(丙) 裁判所

- 一、裁判所、併合後、分條生以前ト憲法外法權、廢絶セラル、ユトナルヘキヲ豫想シ生準條トシテ今ヨリ外國人、裁判ヲ受クルモ差支ナキ祖法トナシ置クコト
- 二、現立、大審院ヲ以テ最高裁判所トシ旧裁判所ヨリ東京大審院ヘ上告ヲ許サレコト
- 三、紳人相互間、民事ニ付テハ紳人

ニ昇スル特別法令及舊慣ヲ適用スルコト

四 刑事並紳人ト日本人又ハ外國人
間及日本人外國人相互間之民事ニ
付テハ其法令ヲ適用スルコト

五 第三項ノ民事、裁判スル場合ニ於
テハ紳人裁判官ヲ用フルコトヲ得
ルニ至他ノ場合ニ於テハ常ニ日本
人裁判官ノミヲ用フルコト

第四 対外關係件

一 紳人ト諸外國ト、條約ニ依リ

ト同時ニ清國ニ歸シ法律及
祝儀ハ全ク裁ニ歸スルニ至ルヘ

キニ依リ詔勅ヲ以テ條約ヲ宣
布セラルト同時ニ帝國政府ヨリ

關係諸國ニ條約ニ趣テ通告
シ且其ノ事項ヲ宣言スルコト

① 帝國ト諸外國トノ條約ハ紳
人ニ適用シ得ル限リ其

効力ヲ日本島ニ及ボスコト

④ 外國人ニ異スル法律事務ハ

主權日本裁判所ニ於テ之

ヲ取扱フコト

⑤ 輸入税ハ併合ト旧時ニ之ヲ全

廢ニ輸入税ハ當分ノ實現ハ

輸入税率ト同一ノ率ニ依

リ之ヲ徴收スルコト

⑥ 外國人ハ既得權ハ併合ニ依

テ生じタル新事態ト兩立スヘ

カウサルモノヲ除クノ外十分之ヲ

保護スヘキコト

⑦ 日本島内地ノ外國人ニ開放ニ

居住及營業ヲナスノ自由ヲ

享有セシムヘキコト

⑧ 日本島ニ於ケル土地ノ所有權ハ

之ヲ外國人ニ付與スルコト

⑨ 日本ノ韓國間及韓國間名

港間ノ沿岸貿易ハ當分ノ

内地前ノ通り之ヲ外國船舶

許スコト

二清國ニ於テ我ニ對シ内地雜居ト
土地所有權トヲ許サレテ以テ
國人ニ對シテ右ニ界シテ當ノ
制限ヲ設クルコト、此ニ趣旨ニ
依リ各項、宣言ヲ為スルコト

東城友軍二年七月十三日前三五五
東城友軍
小村外務大臣
曾祿院監

才五二端

桂法理大臣、さるも御留、之請ヲ
同法及監獄事物委託ニ罪ナル件ハ
將來ヲ慮リ、是等ノ形式ヲ既リ取
多ク字句、修正ヲ加ヘ、今別電
才五三端、通訓、了り、軍部
廢止、件ニ既ニ協議所、レニ
念ハ進テ發表スル筈